

○津幡町公平委員会規則を準用する規則

制定 令和6年3月15日 公平委員会規則第1号

(準用)

第1条 河北郡市広域事務組合公平委員会の運営については、特別の定めのあるものを除くほか、津幡町公平委員会の規定を準用する。

2 前項の規定により準用する津幡町公平委員会規則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公平委員会議事規則（昭和39年12月20日公平委員会規則第1号）
- (2) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年12月20日公平委員会規則第2号）
- (3) 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和39年12月20日公平委員会規則第3号）
- (4) 津幡町公平委員会における津幡町情報公開条例施行規則（平成18年6月26日公平委員会規則第1号）
- (5) 津幡町職員の苦情相談に関する規則（平成20年6月24日公平委員会規則第2号）
- (6) 再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則（平成28年8月10日公平委員会規則第3号）
- (7) 津幡町公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年3月13日公平委員会規則第2号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

河北郡市広域事務組合公平委員会規則第2号

河北郡市広域事務組合管理職員等の範囲を定める規則を次のように制定する。

令和6年3月15日

河北郡市広域事務組合公平委員会委員長 北 雅夫

河北郡市広域事務組合管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 本組合に勤務する職員のうち管理職員等は、次に掲げる職を有する者とする。
事務局長 会計管理者 次長 課長 所長 課長補佐 室長 館長 庶務課係長、主査及び主事(人事、給与又はサービスを担当する者並びに予算編成作業を担当する者に限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。